9川公審第11号平成10年3月9日

川崎市教育委員会 委員長 布 川 光 明 様

川崎市公文書公開審査会 会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成7年12月25日付け7川教庶第774号をもって諮問のありました「1994年9月23日から10月2日にかけて、川崎市市民ミュージアムおいて開催された『ファミリー・オン・ネットワーク』での作品展示、ワークショップ、ディスカッションの記録ビデオ、写真及び当該記録を市民ミュージアムが非公開と決定した会議の議事録の閲覧等請求拒否処分の件」について、次のとおり答申します。

### 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る公文書は存在していないと認められるので、実施機関である川崎市教育委員会(以下「実施機関」という。)がなした拒否処分は妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成7年9月4日、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、「1994年9月23日から10月2日にかけて、川崎市市民ミュージアムにおいて開催された「ファミリー・オン・ネットワーク」での作品展示、ワークショップ、ディスカッションの記録ビデオ、写真及び当該記録を市民ミュージアムが非公開と決定した会議の議事録」の閲覧等の請求(以下「本件請求」という。)をしたが、実施機関は同年9月14日、本件請求に係る公文書が存在しないとして拒否処分をした。しかし、同年9月27日に、異議申立人から本件拒否処分に係る通知書の「閲覧等の請求に係る公文書の内容」欄に誤記があるとの指摘がなされたため、実施機関は、同年9月29日付けをもって、異議申立人に対して当該決定通知書の訂正について通知した(以下「訂正通知」という。)。

異議申立人は、同年12月3日付けで条例第14条1項に基づき本件拒否処分に係る異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。(当審査会諮問第46号事件)

(2) 当審査会は、実施機関から平成8年2月29日付け処分理由説明書の提出を受けた。なお、異議申立人からの意見書の提出はなかった。

#### 3 異議申立人の主張要旨

請求に対する回答は、閲覧請求の対象物が財団法人の財産であるから公文書に当たらず、よって「本件請求に係る公文書が存在しない」とのことであるが、そもそも川崎市市民ミュージアムは、川崎市が設立したものであり、川崎市の管轄下にある組織である。

市が関連組織を設置した上で、自ら今回のような理由で請求拒否を行うならば、情報公開制度は有名無実のものとなる。請求拒否の理由はとうてい正当なものとは考えられない。

### 4 実施機関の処分理由等要旨

### (1) 異議申立て期間について

ア 本件拒否処分に係る異議申立書の「処分があったことを知った年月日」の欄には、「1995年10月30日」と記載されている。

しかし申立人あての訂正通知は、「郵便物配達証明書」及び「書留郵便物受領証(乙)」の記載からも平成7年10月1日に異議申立人の住所に配達されたことは明らかである。

イ 平成7年10月1日に訂正通知が書留郵便によって異議申立人の住所に配達

されたため、異議申立人はその日に訂正処分があったことを知り得べき状態に置かれ、処分があったことを知ったものと推定されることから、当日やむを得ない事情がない以上、異議申立人は、本件拒否処分があったことを平成7年10月1日に知ったものと解される。

- ウ 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条ただし書、第45条 及び第48条に定めるところにより、本件申立ては、天災その他やむを得ない 理由がない限り、平成7年10月1日の翌日から起算して60日以内、すなわ ち「平成7年11月30日」までに提起しなければならないところ、本件申立 ての提起は「平成7年12月3日」であり、しかも、天災その他やむを得ない 理由があったことの立証もない。
- エ 以上のことから、本件申立ては、法定の期間経過後に提起されたものであり、 不適法な申立てである。

### (2) 処分理由について

- ア 「ファミリー・オン・ネットワーク」の催しは、財団法人川崎市市民ミュージアム(以下「財団」という。)が企画、立案し、株式会社富士ゼロックスの後援により開催したものであって、実際の運営においても、財団の責任の下に実施された企画展である。
- イ 本件請求に係る作品展示、ワークショップ及びディスカッションの記録ビデオ及び写真(以下「記録」という。)は、財団の事業に関するものであるから、財団が、必要に応じて作成、保管すべきものであって、実施機関においては、財団からこれらの記録の複製やプリントされた写真の提供を受けた事実もない。異議申立人も閲覧等請求書において「記録は市民ミュージアムの決定事項として非公開となっています」と記載しているとおり、財団の事業に関する記録の取扱いについては、当然、財団が判断することになっている。

また、財団が記録を非公開と判断した際の財団内部の会議の議事録の取扱いについても、財団が判断する事項であるが、そもそも財団では当該議事録は作成されていなかったと認められる。仮に、作成されたとしても、管理するのは財団であって、実施機関が管理するものではない。

ウ 以上のとおり、上記の記録及び議事録は、実施機関が管理している文書には 当たらず、条例第2条第1号に定める公文書に該当しない。

# 5 審査会の判断

(1) 「不適法な申立て」について

実施機関は、本件申立てが法定の期間経過後に提起されたものであり、本案審理を要しない不適法な申立てであると指摘した。ところが、そう指摘しつつも、結果的に手続の不備を不問として、適法の申立てに対すると同様の対応を行った。行政不服審査法第47条の定めに従えば、本件は却下してしかるべき事件と解される。

しかし、実施機関があえてそれを選択しなかったのは、本件申立ての申請日が期限切れから3日後と比較的、短期であったことに照らし、異議申立人の利益を最大限に尊重したためである。他方、異議申立人は本件申立てが法定期間後になされたことについて「天災その他やむをえない理由」をいまもって示していない。そのことに対しても、実施機関はあらかじめそれもあり得ることを想定し、取り扱ったものである。実施機関が異議申立人の利益に沿おうとする姿勢はそれ自体、評価されよう。しかし、法の運用は厳密でなければならず、実施機関が不適法の申立てを適法扱いとしたことは今後に問題を残すおそれがある。

### (2) 財団法人川崎市市民ミュージアムの性格について

財団法人川崎市市民ミュージアムは、川崎市が100パーセント出資し、市民ミュージアム、日本民家園、青少年科学館及び大山街道ふるさと館の管理運営を行っている。また、各施設はそれぞれの設置目的に沿って資料の収集保管、展示、講座・講演会等の実施及び種々の調査研究などの諸事業を行っている。同財団によれば、財団本部は、施設としての市民ミュージアム内に事務局を置き、主に川崎市からの委託料と補助金により運営されている。職員は2名で、いずれも川崎市からの出向者である。

他方、施設としてのミュージアムは24名の職員で構成されている。その内訳は、館長1名(川崎市の非常勤職員)、同市からの出向者13名(休職派遣)、財団採用の職員10名である。市民ミュージアムの企画展は年間5回開催されるが、そのうち川崎市からの受託事業は3回、市民ミュージアムの自主事業は2回ある。そのほか同市の受託事業として、資料の収集保管、展示、講座・講演会も行っている。

## (3) 文書不存在について

実施機関は、本件請求にかかわる作品展示、ワークショップ、及びディスカッションの記録ビデオ、写真の複製などは財団が管理すべきものであり、実施機関はそれらの提供も受けていない、と説明している。当審査会は、実施機関の主張を否定する裏付けは持ち得ず、したがってこれを認めざるを得ない。

しかしながら、審査会においては、実施機関の説明が形式的に過ぎる点に議論が集中した。その背景の一つに、外郭団体をも情報公開制度に取り込もうとする他都市の積極的な動きが挙げられる。例えば、平成9年12月から同10年1月にかけて「北海道情報公開制度検討会」及び「四日市市情報公開審査会」が相次いで提言、答申を行った。前者は、北海道の出損金、補助金が2分の1以上の額の団体を実施機関に準じた扱いとするよう求め、また、後者は、四日市市の100パーセント出資の計6団体について、要綱による定めでその理事長を実施機関とするよう求めている。

外郭団体(出資法人)の情報公開の制度化は今日では時代の趨勢になりつつある。当市においても早晩、制度の見直しは避けて通れないと考える。将来の制度化を実りあるものにするため、外郭団体(出資法人)においても当面、情報の透明化を極力、確保すべく弾力的な運用を望みたい。

議論を要約すると、以下のようになる。

- ア 同財団はいわゆる第三セクターであって「公設公営」の施設ではない。しか し、実質的に施設は市費で運営されている。仮にそれが財団独自の企画展示で あっても、市民の税金で執行されていることに変わりはない。
- イ 当市条例は公文書公開の請求権者を川崎市民に限定はしていないが、ことに 納税者たる市民が財団事業について情報の開示を求めるのは自然の理である。
- ウ 実施機関は、関連する第三セクターから記録を取得すべく不断に働きかけ、 制度化が実現するまでの間は、それを慣例とすべきである。 もう一点、付言する。

会議議事録の存在について、実施機関は処分理由の説明で「・・・そもそも財団では当該議事録は作成されていなかったと認められる」と、確信をこめて記入しているが、このくだりは不可解である。一応「財団が判断する事項ではあるが」と注釈を付してはいるが、前段までの第三者的な文脈から一転して財団内部に踏み込み、推量的な説明を加えた点に少なからぬ矛盾を感じる。このことは、実施機関が財団から記録の提供を受けていない、とする主張に心理的な疑義を生じせしめる恐れがある。

## (4) まとめ

以上、実施機関が申立てにかかわる記録を取得していないとする事情説明は必ずしも十分かつ適切な状況であるとは言いがたいが、問題の記録は条例第2条第1号に 定める公文書に当たらない。したがって本件開示請求は認められないと判断される。